

保険・年金 フォーカス

国際的な保険資本規制の最近の 動向

保険監督者国際機構などにおけるここ数ヶ月の動き

保険研究部 主任研究員 安井 義浩
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—はじめに

保険監督者国際機構（IAIS）を中心に、国際的な保険資本規制の動きが進められている。特に11月までの間に、様々な動きが見られたので紹介する。また、「基礎研レポート IAIS による資本規制の検討動向」（2014.5.15¹）も参照頂きたい。

保険に対する国際的な規制のうち、ICP（保険基本原則 Insurance Core Principles）については、既に完成されており、各国監督庁を通じて全ての保険会社・グループに適用されている。例えば、IMF（国際通貨基金）が各国に対して行っているFSAP（金融セクター評価プログラム）では、対象となる国の保険監督制度が国際的な水準に達しているかどうかをみるときに、ICPが評価基準となっている、という具合である。

その土台の上に、現在、検討されている課題は、

○G-SII（グローバルにシステム上重要な保険会社 Global Systemically Important Insurers）の選定。あるいは選定方法の改良。

○BCR（基本的資本要件 Basic Capital Requirement）の開発 → G-SII に対する適用

○HLA（より高い損失吸収力 Higher Loss Absorbency）の開発 → G-SII に対する適用

○ICS（国際的な保険資本規準 Insurance Capital Standard）の開発

→IAIG（国際的に活動する保険グループ International Active Insurance Groups）に対する適用、といったところである。

2—G-SIIの選定の動向

¹基礎研レポート「IAISによる資本規制の検討動向」（荻原邦男 2014.5.15）

1 | G-SII の年 1 度の選定～昨年と変更なく9社～

まずは G-SII の選定に関する動き²である。

時をさかのぼると 2013 年 7 月、金融安定化理事会 (FSB) は、グローバルにシステム上重要な保険会社・グループ 9 社を、初めて指定して、それらに対する政策措置を決定した。これは、新しいデータに基づき毎年 11 月に見直されることになっており、今回 2014 年は初めての見直しとなる。

2014 年 11 月 6 日に公表された結果は、昨年から変更はなく、以下 9 社が引き続き選定されることとなった。

アリアンツ (ドイツ)、AIG (米国)、ゼネラル (イタリア)、アビバ (英国)、アクサ (フランス)、メットライフ (米国)、平安 (中国)、プルデンシャル (英国)、プルデンシャル (米国)

2 | 再保険会社の選定は延期

また当初は、2014 年の見直しの際には、通常の保険会社のみならず、主要な再保険会社も選定されること、適切なリスク削減手法についての決定が予定されていたが、今回、再保険会社が新たに選定されることはなかった。

これは、選定手法の更なる開発を行うまでの間延期されたということであり、具体的には 2015 年 11 月までに選定方法の開発が行われ、2016 年から適用される予定とされている。

3——BCR、HLA、ICS に関する動向

1 | BCR～初の国際保険資本規制

2014 年 10 月に、BCR の開発にあたっての基本原則 6 項目が、以下の通り掲げられ³、必要資本の具体的な係数や算式が示された。

(実質的な原則)

1. 主要なリスク分類を反映していること
2. 管轄区域をこえた比較可能性があること
3. ストレス耐性があること

(構造上の原則)

4. 簡明な設計と表示であること
5. 内部の整合性があること
6. 透明性と公表データの使用については、最適化されるべきであること

BCR は、保険の国際的な資本規制としては初めて作られたものである。特に簡明さを重視し、とにかく早期の完成を目指したものとされている。そうしたことから、「分散効果」、「ALM の状況」は BCR に

² [2014 update of list of global systemically important insurers\(G-SIIs\)](#) (FSB 2014.11.6)

³ [Basic Capital Requirements\(BCR\) for Global Systemically Important Insurers\(G-SIIs\)](#) (IAIS 2014.10.23)

反映できていないと IAIS 自身が認識しており、将来 ICS が検討される時には反映される予定のようである。

具体的な算式⁴はここでは示さないが、G-SII の、伝統的な生損保としての特徴、非伝統的保険（変額年金など）の特徴、資産の特徴など 15 要素の評価額に、それぞれ評価係数をかけて合計したものが要求資本となる、というイメージで計算されることになる。

2 | HLA～GSII に対する資本上乘せ規制

HLA とは、G-SII に対するシステミックなリスクに対応するための資本の上乗せ規制である、とされている。2014 年 9 月 22 日に、HLA が満たすべき原則が示された。⁵

1. 比較可能性（監督などの地域を越えた比較が可能）
2. G-SII リスク（個々のグループの特徴を反映するものであるべき）
3. コストの内在化
4. 経済環境などに対する弾力性
5. ゴーイングコンサーン（破綻するまえにどうにかする）
6. 資本の質（最も質の高い資本であるべき）
7. 実用的であること（細やかさと簡明さのバランスがとれたもの）
8. 一貫性
9. 透明性
10. 今後も改良されうること（フィールドテストを通じて改良できるもの）

さしあたって BCR を土台とするが、次に述べる ICS の完成後は ICS が土台に替わることとされている。当然のことながら、既存の資本規準よりも高くなるはずのものである。現在のスケジュールでは、2015 年末までに制定を終え、2019 年から適用することが予定されている。

しかし、当初 2014 年 12 月からの予定であった HLA についての市中協議は、2015 年 6 月からに延期され、相当厳しいスケジュールとなりそうである。

3 | ICS ～国際保険資本規制の完成形？

BCR が初めての国際資本規制として、簡明さと早期の完成・適用を重視しているのに対し、ICS は、国際資本規制の完成形である。ICS は BCR に比べてもリスクを一層考慮したものになると考えられている。上述のように、BCR では検討を省略した分散効果、ALM の状況の要素も取り込むことが意図されている。これについても今般以下のように、原則が示された。⁶

1. IAIG と G-SII に対する、グローバルな比較可能な、リスクベースの資本充分性の尺度を含んだ

⁴ 原文または先の基礎研レポートを参照されたい。

⁵ [Higher Loss Absorbency\(HLA\) Principles \(IAIS 2014.9.22\)](#)

⁶ [Insurance Capital Standard\(ICS\) Principles \(IAIS 2014.9.12\)](#)

グループ全体を連結した基準であること

2. 目的は、保険契約者の保護と金融安定への貢献
3. ICS は G-SII に対する HLA の土台であること
4. IAIG がさらされる重大なリスクをすべて反映していること
5. 管轄地域をまたがった比較可能性、また監督者同士の相互理解と信頼を提供すること
6. IAIG と G-SII による健全なリスク管理を促進すること
7. 監督者と IAIG による健全性向上のための正しい行動を促進すること。他方で不適切なプロシクリカルな行動を最小化すること。
8. リスク感応度と簡明性をうまくバランスさせること
9. 最終結果の開示が透明であること
10. 資本要件は、カリブレーションの根拠となる適切な目標規準に基づくこと

ICS は 2016 年にほぼ制定を終わり、2019 年より適用予定とされている。まずは市中協議が 2014 年 12 月に予定されることになっている。

4—おわりに

こうした流れをもう一度簡単に言えば

- ・ BCR を早く作ることにより、IAIS が国際的な資本規制を開発できることを示しておく、
- ・ その後、GSII に対する上乘せ規制である HLA を開発し、当面 G-SII には BCR + HLA を適用する
- ・ さらに、資本規制の完成形 ICS を開発し、G-SII に限らず広く IAIG への規制に適用する。その際には G-SII も ICS + HLA で規制する

ということであろうか。

予定では 2019 年にはすべての規定が適用されることになるが、その過程では、欧州のソルベンシー II や、米国の規制との整合性なども議論になると思われる。果たして順調に進んでいくのか、今後も動向を追っていくこととしたい。